



平成26年(ワ)第194号 損害賠償等請求事件

原告 豊田泰史

被告 吉田益夫

## 証拠説明書

平成26年12月9日

和歌山地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 太田達也



同 弁護士 重藤雅之



甲号証	標目 (作成年月日)	原 写	作成者	立証趣旨等
10	陳述書 (H26.12.9)	原	原告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件の発端となった[REDACTED]による和ネット掲示板への書き込みは、名誉毀損であることが明らかであったこと。</li> <li>・被告は、[REDACTED]による書き込みが違法であることを知りつつ放置したもので、被告に削除義務があることを知っていたこと。</li> <li>・原告に対する被告の懲戒請求はデタラメなもので、被告も懲戒理由が無いことを知っていたこと。</li> <li>・[REDACTED]は、自らの非を認め、略式命令を受けたこと。</li> <li>・被告は、自ら違法記事を掲載し、違法な掲示板を立ち上げながら、違法記事の削除を有料化して金儲けを企てていること。</li> <li>・原告は、現在も、被告による誹謗・中傷を受け続けており、これを排除するためには、現存する掲示板の記事等を削除するだけではなく、今後の違法行為を禁止しなければ実効性がないこと。</li> </ul>

11	ホームページ (H26.12.9)	写	Google	原告及び同事務所の弁護士名を検索すると、あたかも同人らが懲戒処分を受けたかのような記事が上位に表示され、同人らの名誉が毀損されるとともに弁護士業務が妨害されていること。
----	----------------------	---	--------	--

以 上